

X 埼玉県自立生活支援センター(令和3年度事業報告)

1. 令和3年度経営方針

埼玉県自立生活支援センター(埼玉県地域再犯防止推進事業(入口支援))

刑事司法手続きの入り口段階にある高齢又は障害のある被疑者・被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な方に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、新たに埼玉県地域再犯防止推進事業を行う。

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする起訴猶予者、執行猶予者等 50 人以上に対し、埼玉県が設置する「埼玉県自立生活支援センター」が、保護観察所等と連携・協働しつつ、アセスメント及びプランの作成を行い、対象者の意向、状況に応じた各種福祉サービスの利用支援や居住先の確保などを実施することにより、その社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

令和2年度の再犯防止推進モデル事業(入口支援)と地域生活定着促進事業(出口支援)の経験と連携した関係機関、社会資源等を活かし、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底したうえで高齢・障害被疑者等への支援を行う。

埼玉県自立生活支援センターの業務内容は以下となっている。

(1) コーディネート業務

(2) フォローアップ業務

(3) 相談業務

(4) 地域ネットワーク強化のための取り組み

ア 地域福祉支援検討会の実施

地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的に、地域の関係者を交え事例を基にした支援検討会を行う。

イ 福祉事業者巡回開拓の実施

地域の福祉支援を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する。

ウ 地域福祉研修事業

支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受け入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを共有することを目的に、地域で研修を行う。

2. 令和3年度取り組み

(1) 利用者支援

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア コーディネート業務 (ア) さいたま地方検察庁での事前面接の活用。 更生緊急保護の際、支援対象者の意向を確認。 (イ) 一時的な住居(更生保護施設、自立準備ホーム等)を確保しアセスメント及びコーディネートを行う。	(ア) 釈放前の事前面接は、対象者 28 名のうち 19 名が実施された。その 19 名のうち 15 名は支援を開始したが、4 名は支援を希望しなかった。 (イ) 対象者 28 名のうち 23 名が支援開始に至り、うち 15 名が自立準備ホームへ入所した。入所中にアセスメント及びコーディネートを行った。また、釈放後直ちにグループホーム等に入所した

<p>(ウ) 無料低額診療制度を使い支援対象者の健康状態を把握する。</p> <p>(エ) 福祉、医療、帰宅先等の調整 さいたま保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム、その他関係機関と連携し調整を行う。</p>	<p>者が3名、一旦は自宅に戻ったが、その後グループホームに入所した者が1名いる。</p> <p>(ウ) 支援を開始した23名のうち、5名が無料低額診療による健康診断を受診した。また、6名は釈放後すぐに受診同行をしている。</p> <p>(エ) 支援を開始した23名のうち、6名が福祉施設入所、病院への入院1名、アパート入居8名、自宅3名(後に福祉施設2名)、調整中2名、支援辞退者3名。</p>
<p>イ フォローアップ業務</p> <p>(ア) 釈放時の移送支援 車内の換気、マスクの着用、手指の消毒など感染予防を徹底し移送支援を行う。</p> <p>(イ) 事業所へのアドバイス、支援会議等 関係機関による必要最小限の支援会議(3密を避け感染予防の徹底)の開催、リモート会議の利用等による調整をおこなう。 電話によるアドバイス等を増やし・訪問は必要最小限とする</p> <p>(ウ) 居宅支援 できる限り居宅サービスを利用する。</p> <p>(エ) 通院支援 通院同行支援は感染予防を徹底し行う。</p>	<p>(ア) 支援開始者全員に対し、自立準備ホーム等への入所に同行した。その際は、車内の換気・マスクの着用・手指の消毒など感染予防を徹底した。</p> <p>(イ) 4名のケースについて支援会議を実施した。うち、2ケースは定期開催である。関係機関とは、電話や訪問によって情報共有等を行い、連携を図った。</p> <p>(ウ) 自宅での生活を続けている1名は、当センターの支援によって生活保護を受給し始めた。</p> <p>(エ) 6名の通院同行支援をした。その際は、感染予防を徹底した。</p>
<p>ウ 相談業務</p> <p>(ア) 電話等による受付</p> <p>(イ) ケースに応じて、関係機関につなぐ。</p> <p>(ウ) 支援が必要と認めた場合、福祉調整等の支援を行う。</p>	<p>(ア) 相談ケース10件のうち、電話での助言で終了したのは8件である。</p> <p>(イ) 1件は弁護士の面接に同席、1件は保護観察所と協議の結果、重点実施の対象になり支援を開始した。</p> <p>(ウ) 上記の支援を開始したケースは、グループホームと生活介護事業所の利用に繋がった。</p>

(2)ネットワークづくり、人材育成

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
<p>ア 地域福祉支援検討会業務</p> <p>(ア) 拡大合同支援会議を開催する。</p> <p>(イ) 事例報告会を開催する。</p>	<p>(ア) 4 ケースの支援会議を行った。そのうち、2 ケースは本人の家族が参加している。</p> <p>(イ) 事例報告会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施していない。</p>
<p>イ 福祉事業者巡回開拓事業</p> <p>(ア) 事業所内研修、ケーススタディに参加する。</p> <p>(イ) 新設事業所への事業説明等を行う。</p> <p>(ウ) 新規受け入れ先を開拓する。</p>	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施していない。</p> <p>(イ) 3 件の事業所に対し事業説明を行い、うち 2 件がケースの受け入れ先になり今日に至るまで継続した支援を受け生活している。</p> <p>(ウ) 6 名が福祉施設に入所したが、5 名が新規の受け入れ先である。</p>
<p>ウ 地域福祉研修業務</p> <p>(ア) 啓発研修</p> <p>(イ) 地域、機関、団体等の講演会、研修会、勉強会への講師派遣</p>	<p>(ア) 事例報告会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施していない。</p> <p>(イ) 8 件の研修において講師を務めた。</p>
<p>エ その他の会議、研修</p> <p>(ア) 関東・甲信越ブロック研修に参加。</p> <p>(イ) 全国地域生活定着支援センター協議会に参加。</p> <p>(ウ) 東京管区ブロックセンター長会議に参加。</p> <p>(エ) センター会議に参加。(埼玉県、さいたま保護観察所、地域生活定着支援センター、自立生活支援センター)埼玉県自立生活支援センター運営推進委員会の立ち上げ</p>	<p>(ア) Zoom によって実施された関東・甲信越ブロック研修に参加した。</p> <p>(イ) Zoom によって実施され、参加した。</p> <p>(ウ) 参加した。</p> <p>(エ) 11/19 に埼玉県地域生活定着支援センター意見交換会を実施した。</p>
<p>オ 人材育成</p> <p>全国地域生活定着支援センター協議会主催の研修に参加する。その他業務等に必要な研修に参加する。オンザジョブトレーニングを通し、新任職員の育成を図る。</p>	<p>全国地域生活定着支援センター協議会主催の研修に参加した。さらに、新任職員に対し、オンザジョブトレーニングを実施した。</p>

(3) 施設設備管理

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア 車両管理 車両点検、運行表の記入、安全運転を励行する。	左記の通り行った。

(4) 危機管理

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア 携帯電話の管理 携帯電話が紛失した時は、遠隔データサービスで消去する。	携帯電話の紛失なし。
イ 資料・PC の管理 施錠できるキャビネットにて保管する。 事務所の施錠を徹底する。	左記の通り実施した。
ウ データの持ち出し USB・PC の個人データの持ち出しは禁止する。	個人データの持ち出しなし。

■ 埼玉県自立生活支援センター(令和3年度事業報告 資料)

令和4年3月31日

1 事前面接

起訴猶予者 9 人	執行猶予者 8 人	罰金刑 2 人
-----------	-----------	---------

2 コーディネート業務

支援者数	23 人(自立準備ホーム 16 人)
支援辞退者	3 人 No.9・16・26
コーディネート終了者	18 人
コーディネート継続	2 人

3 受け入れ先

アパート	8 人
障がい者グループホーム	3 人
住宅型有料老人ホーム	0 人
合計	11 人

4 フォローアップ業務

支援者数	16 人(令和元年度 12 人、令和2年度 12 人)
支援辞退者	2 人
支援終了者	4 人